

豊橋の豊かさを未来へ継承するために

No. 4

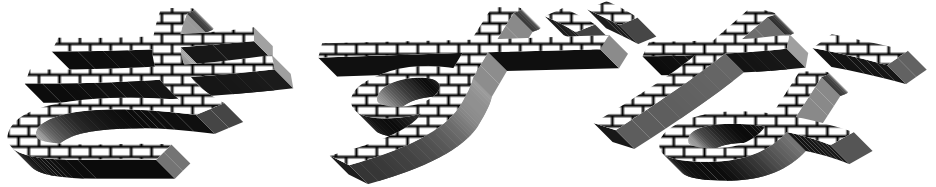
発行：豊田一雄事務所

豊橋市多米西町三丁目2-10

Tel 64-6147 Fax 64-1401

Email g-toyoda@tees.jp

http://toyo.pbeins.net



百年前、広大な国土を開墾する人材を求めていたブラジルに、新天地を求める多くの日本人が移住しました。1960年代から1980年代にはブラジルでハイパーインフレが起こり経済は停滞し、日系人を含む国民生活を圧迫。その頃日本は経済の安定成長期にあり労働力が不足していました。そのため1990年に出入国管理及び難民認定法を改正し日系ブラジル人の就労を認めたことにより、仕事を求めて多くの日系ブラジル人が日本に住むようになっていきました。この百年間、日本とブラジルは地球の反対にありながら互いに助け合ってきたと言えます。

多文化共生の課題と対応を質す

08年3月定例議会一般質問



豊橋市は平和・交流・

共生の都市宣言で、共生のために信頼し尊重し合うことが大切であることを強調しています。そこで3月定例議会で、日系ブラジル人の方々が希望を持って生きていく権利を守ること、自治会の活動に支障を来さない環境作りをすること、この二点に留意しながら、共生への豊橋市の積極的な取り組みを求め、「日本人ブラジル移住百周年における多文化共生の取り組みについて」と題する一般質問を行いました。(豊田)

質問と答弁の要旨は以下の通り。

教育現場における課題

質問①：日系ブラジル人子弟を受け入れる教育現場にはどのような問題があり、どのように対応しているのか。

答弁①：ブラジルから来日する子どもたちの多くが日本の学校で教育を受けるにあたり、言葉や学習理解の面などで困難な問題に直面する。県からの加配教員や教育相談員によるプレクラスや国際学級で行う生活適応支援や日本語支援の他、ポルトガル語会話集の配布など、人的、物的支援で対処してきている。しかし、定住化が進みつつあるにもかかわらず、将来の進路設計がたてられず日本の文化にとけ込めない子が多く生まれてきている。共生という視点で見たとき、このことが外国人児

童・生徒教育の最大の課題である。

質問②：市内

東部の小学校には外国人子弟が多く在籍しており、これらの学校では対策はまだ不十分と言わざるを得ない。今後どのように対応していくのか。

答弁②：様々な課題が山積しているが、その一つの解決策として、新年度から学習支援を主たる目的とし「外国人児童を対象とする放課後子ども教室」を、岩田校区で試行的にスタートさせる予定となっている。

多くの課題は教育委員会だけで解決できるものではない。全庁的に課題を共有し、関係機関とも連携を図りながら、課題解決に努めていく。

まとめ：日系ブラジル人の子弟も日本人子弟と同様に、日本での将来に希望が持てるような力がつけられるように、積極的な取り組みを期待する。

健康保険・年金への加入促進等

質問①：日系ブラジル人の中には健康保険や年金に加入していない人も多いといわれるがその現状と対応は？

答弁①：本市の日系ブラジル人の国民健康保険加入率は、平成18年度実績でおよそ23%。国民年金については、平成19年1月現在の本市全体の外国人の加入者割合は18%と低い。窓口でポルトガル語通訳の配置、ポルトガル語を併記した簡潔な制度案内等作成、ブラジルデーに相談会を開設するなど、加入促進に努めている。

質問②：今後一層の加入促進するための対応策は？

答弁②：従来の広報活動に加えてブラジル人向けのFM放送やホームページ等で、より強力に推進していく。社会保険事務所には、雇用する企業に対して外国人労働者の社会保険加入を勧めるよう要請していく。

国民年金制度については日系ブラジル人の生活実態にはなじまないことから、国に対して、昨年11月の全国市長会で定住外国人に対し一定の救済措置を講じるように要望書を提出し、また「外国人集住都市会議」を通じて、制度の改善を要望している。

まとめ：雇用主に対する啓蒙活動、国・県への制度の見直しの要請など、積極的に進めていくことを期待する。

日系ブラジル人を受け入れる

地域における自治組織の課題

質問①：言語や生活習慣の異なる人たちが多く加わるこ

とは、ともすれば円滑な地域自治活動を阻害する要因になりかねない。自治会活動における課題と対応を伺う。
答弁①：特に課題が顕在化しているのは外国籍市民が多く住む公営住宅である。ポイントは、自治会活動への参加の促進であり、外国人入居者への説明会などの機会を通して、積極的な参加を促していきたい。

質問②：外国人が特定の地域に集住し、結果的に日本人社会から隔絶されるという状態は求めるべき共生の姿とは異なるのではないか。市営住宅に過度に集住することにより、自治会活動に大きな支障を来す恐れもある。この二つの意味において、市営住宅入居者について、国籍に関わらず国内居住期間などの判断基準により、自治会活動を担うことが困難と思われる人の入居比率を一定水準以下に制限することは考えられないか。

答弁②：公営住宅法などの趣旨から、特定の方に対して制限するようなことは出来ない。

まとめ：柳原住宅には現在、母子家庭、高齢者、多家族（人数の多い家族）しか入居できないことになっている。団地においても、自治会組長の仕事をはじめ多くの地域での役割がある。言葉の問題などで、その役割を担える人が少ないため、母子家庭のお母さんなどにその負担が集中するということが起こっている。このような方々の負担を減らすために、行政としても何らかの手だてを打っていただくよう、積極的な対応を期待する。

市内の力を結集する体制について

質問①：大きな問題を含むだけに、関連する部署が有機的に連携をはかることが必要だと思われる。市内の力を結集するために、どのような体制がとられているのか。

答弁①：関係各課との協力による生活ルール説明会の開催、地域の自治会や小学校、警察・県などの関係機関とも連携をしての地域共生懇談会の開催も行っている。「都市宣言推進会議」の部会である「多文化共生分科会」には、関係する 24 課等の職員が加わり、多文化共生の現状や課題の整理を行っている。

質問②：共生に関する市内各部署の事業について、内容の重複や目指す方向性の違いなど、チグハグなところが散見される。各部署の努力を効果的に成果に結びつけるため、一層の努力が必要ではないか？

答弁②：部局の連携については不十分な面もあるので、市内での議論を更に深める中で情報の共有化、認識の共有化を図っていきたい。施策については、日本語の理解も定住の考えも様々な人がいる。従って、共生のあるべき姿、めざすべき目標を明確にしつつ事業の展開を図り、効果的な成果に結びつくよう努力していきたい。

質問③：多文化共生をどのような方向に進めるのか、多文化共生特区指定の可能性も含めて伺う。

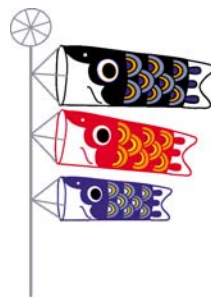
答弁③：あまりにも急激な変化に、個々の施策も人の内面も、なかなか追いつかない実態もある。また、多文化共生の問題は、地方自治体や住民の努力だけでは解決できない制度上の問題も多くある。特区についても情報を

収集して行きたい。これまでも「外国人集住都市会議」では、国に対し教育や年金、保険、外国人登録、企業責任など様々な要望をしてきている。皆様のお知恵も頂く中で「多文化共生推進プラン」を策定し、全ての人々が暮らしやすい多文化共生社会を目指していきたい。

まとめ：市内に居住する外国人の増加は著しく、いろいろな仕組みの整備が追いついていないのが現状。まずは、豊橋市当局による現状把握を進め、他の外国人集住都市と協力して、早期に国の法律や制度などを新しい現実に対応可能なものとするように進めることを期待する。

共生とは、日本人の子どももブラジル人の子どもも、ともに健やかに育つことのできる環境づくりを考えることなのではないか。本市において、このような環境整備が進むことを期待する。

☆☆☆☆☆☆



3月10日から23日に行われた予算特別委員会では、多文化共生推進プラン策定委員会で企業関係者に意見を聞くこと、本市域における気候変動の出現状況の把握、道路特定財源の暫定税率廃止の影響と三河港から高速道路インターチェンジへのアクセス強化、などの必要性について市の認識を

質しました。

清志会ニュース

2008年3月議会は3月3日から27日まで行なわれ、平成20年度一般会計予算案、特別会計予算案、企業会計予算案などの議案が上程されました。それぞれ活発な質疑が交わされ審議されましたが、いずれの議案も可決承認されました。概要は以下の通り、()内は伸び率。

| | |
|--------|-------------------------|
| 一般会計予算 | 1,131億7千万円 (+2.6%) |
| 特別会計予算 | 718億5千万円 (-20.3%) |
| 企業会計予算 | 476億7千万円 (+0.5%) |
| 市税収入 | 658億円 (1.2%) 総収入比 58.1% |

本会議では市長による予算大綱説明に引き続き代表質問が行われました。一般質問については、清志会の7名を含む16人が行いました。

お知らせ

豊田一雄市政懇談会を行います。議会の審議内容等をお知らせし、皆さんから市政についてご意見をいただく場にしたいと思います。お気軽にご参加ください。

☆ 日時：5月17日(土)午後7時～9時

☆ 場所：東陽地区市民館

※出前市政懇談会：3人以上の方が集まっていれば、都合のつく限り市内のどこにでも出かけます。おもて面上段の連絡先へご一報ください。